

令和8年度山形県立中学校・高等学校スクールソーシャルワーカー人材バンク募集要項

山形県教育委員会

1 趣旨

山形県教育委員会では、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者を県立中学校及び県立高等学校（以下、県立高等学校等）に派遣するため、スクールソーシャルワーカーを募集する。

なお、選考により人材バンクに登録した者の中から令和8年4月以降に任用する。

※ 登録者全員が任用されるとは限りません。また、令和8年度の予算成立を前提としているため、予算の成立状況によっては条件等を変更する場合があります。

2 募集期間 随時

3 応募資格

教育や福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績のある、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者

4 募集人員 4名程度

5 任用期間 令和8年度内

6 勤務条件

- (1) 勤務場所は（4）の地区の別に選定する拠点校及び要請のあった県立高等学校等とする。
- (2) 服務は、拠点校の校長が監督するものとする。
- (3) 社会保険については、適用しないものとする。
- (4) 各地区的配置形態は以下のとおりとする。

・村山地区

原則として、週3日、1日当たり3時間、年35週とし、年間315時間以内とする。

・最北地区

原則として、週2日、1日当たり3時間、年35週とし、年間210時間以内とする。

・置賜地区

原則として、週2日、1日当たり3時間、年35週とし、年間210時間以内とする。

・庄内地区

原則として、週2.5日、1日当たり3時間、年35週とし、年間263時間以内とする。

※特別な事情が生じた場合は、拠点校が高校教育課と協議して定めるものとする。

- (5) スクールソーシャルワーカーの報酬額は1時間当たり3,500円に勤務時間を感じた額に業務執行のための移動等に係る費用弁償を加算した額とする。

7 職務

- (1) 問題を抱える生徒の置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 県教育委員会、実際に業務を行う学校の校長等が要請する児童生徒への支援に関する業務
- (7) その他、本事業の実施に際し、派遣先の校長等が必要と認める業務

8 選考方法及び名簿登録

(1) 第1次選考

書類審査を行う。結果については、審査後速やかに各人に連絡する。一定の基準に達した者について、第2次選考の日時及び場所等を連絡する。

(2) 第2次選考

順次面接等を実施する。結果については、面談等の実施後速やかに各人に連絡する。

(3) 名簿登録

第2次選考で一定の基準に達した者について、「令和8年度山形県立中学校・高等学校スクールソーシャルワーカー人材バンク」に登録する。

9 応募書類送付先

山形県教育局高校教育課に送付すること。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課 宛

10 応募上の注意

(1) 応募書類は必ず書留による郵送とすること。（持参での提出はご遠慮ください。）

(2) 応募の際は、①山形県立中学校・高等学校スクールソーシャルワーカー人材バンク登録申込書（兼登録票）、②勤務意向調査、有資格者については③社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証の写しを提出すること。

※①・②の様式は山形県のホームページからダウンロードすること。

(3) 書類はもれなく取りそろえ、角形2号（240mm×332mm）の封筒に「令和8年度山形県立中学校・高等学校スクールソーシャルワーカー応募」と朱書きして、一括送付すること。

(4) 身体に障がいがあり、面接等で特に配慮を必要とする場合には、面接等の実施前に、電話で問い合わせ先に連絡すること。

(5) 応募書類を提出後、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

11 問い合わせ先

山形県教育局高校教育課 生徒指導担当 電話 023-630-3026

※ 平日 午前9時～午後5時（土日・祝日は閉庁）